NPO 法人（特定非営利活動法人）

とちのみ支援会



とちのみ

NPO 法人　とちのみ支援会会報
第 15 号　令和元年 12 月 15 日発行

とやまの元気ボランティア・ＮＰＯフェスティバル（令和元年 10.19）グランドプラザ会場（富山市）



出展ブースにて同会のＰＲ、バザー等実施しました





ステージイベント
県内ボランティア団体・NPO などの活動発表がありました

会長挨拶

福祉とは

会長　廣田秀徳



福祉とは何でしょうか？　実際分かっているようでよく分からない人も多いようです。まず、「福祉」という言葉の語源を調べてみましょう。「福」は神の祭壇に品物がたくさん集まることを意味し、「祉」は神の祭壇に神がとどまる(止まる)ことを意味します。故に「福」も「祉」もどちらも「幸福」や「幸せ」を意味する漢字で、福祉とは人の「幸せ」を意味する言葉だと言えます。

人間の幸福の感じ方や幸福感の度合いは様々ですが、自己の欲望が満たされるとき、幸福を感じるのであります。そして人間が人間らしく生命を維持し、生活を発展させようと求めることが、幸福であるとも言えます。

「福祉」というと、何か高齢者や障害者を対象にした特別な支援のように思われがちですが、「福祉」とは、先に見たように「幸福」と同じ「幸せ」という意味の言葉です。であるならば、どちらか一つの言葉だけでも十分なように感じますが、日本国憲法の第 13 条では、「**すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする**」とあります。幸福追求、公共の福祉というように 「幸福」と「福祉」の両方の言葉が使い分けられているのです。

それでは幸福追求という場合の幸福と、公共の福祉という場合の福祉とはどう違うのかという問題が生じます。そこで幸せについて考えてみる時、人間個人の幸せがあれば、人間の集まりである社会全体の幸せもあるはずです。そこに福祉と幸福という二つの言葉の存在が可能となるのです。すなわち「幸福」とは、人間個人レベルの幸せを意味し、「福祉」とは社会的レベルの幸せを意味するというように考えられるわけです。

本来、社会を構成する個人個人が幸せならば、社会全体も幸せであり、社会全体が幸せならば、社会を構成する個人個人も幸せなはずです。しかし現実は、個人レベルの幸せと社会的レベルの幸せとが必ずしも合致するとは限らないのです。自由及び幸福追求の権利は、個人だけにあるのではなく社会を構成する人間全てにあるわけですから、そこに権利と権利との衝突も起こり得るのです。現在、日本の社会福祉分野では、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉と一様に諸課題を抱えています。それらの課題は社会保障の問題であり、日本国の未来に連結される重要な問題であると言えます。

人間は自らの生活状況・条件を納得して受け入れ、その生活が維持できれば、幸福であると言えます。なぜなら同じ条件下でも、人によっては満足や納得のできる人もいればできない人もいます。人間の満足感や納得の度合いには違いがありますが、それは各自の環境、習慣、人生観、価値観、宗教、性別、年齢、体力、経験、性格などによって生ずる差異だとも言えます。

幸福か否かは各自の主観の問題であり、他人が判断することではありません。しかし実生活において他人の幸・不幸を周囲が勝手に判断するようなことは有りがちで、特に障害者を支援する際において注意が必要だと思います。



人間は生まれながらに有する権利であっても、生まれてすぐに自らの権利を主張し、行使はできません。両親や家族によって保護され、他律的に生活する時期を経て、自律的な行動へと

成長し、権利の主体としての人間が形成されます。人間としての成長期間があるのです。

しかし権利の主体としての人間の成長が順調に行かない場合もあり得て、幼弱、病弱、障害、老齢、その他の諸事情により自らの権利を主張し、行使できない場合もあり得ます。故に人間は支え合い、協力し合い、生活環境を整備するために努力をしています。権利の確保には努力や責任、義務があると言うのです。権利と義務は表裏一体です。

その権利と義務を有する人間によって形成されているのが「社会」です。よい社会は、人間の生きる努力の中で共に支え合うことによって築かれるものだと思います。故に互助の精神が重要であり、人権尊重に繋がり、その互助、人権尊重こそが社会保障制度の基礎であり、福祉の基礎であると言えるのです。

主　　張

自助と共助・公助の狭間で

顧問　田川春朗



防災（災害）の世界では当たり前になってきた「自助・共助・公助」ですが、福祉の世界でも「自助・共助・公助」を考えるようになってきました。ここで改めて言葉の意味を考えてみましょう。災害の面ではどのように定義付けされているのでしょうか？　自助とは、自助努力のことで、災害時に自分の力で何とかすること、あるいはそれを前提として備えをしておくことを言います。共助とは地域コミュニティやボランティアなどによる助け合いのことを言います。そして公助とは行政など公的機関による支援のことを言います。



他方、福祉の世界では地方公共団体や福祉団体が出している刊行物を見ると、『自助・互助・共助・公助』というように、「互助」を含めた 4 つに定義付けすることが多いようです。そこでは以下のように定義付けをしています。自助とは自分の力で介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、疾病のおそれがある際には受診を行うといった自発的に生活の諸課題を解決することを言います。互助とは家族、友人、知人など、個人的な関係で助け合い、それぞれが抱える生活の諸課題を、お互いが解決し合うことを言います。また、より大局的見地から見ると、地域社会や NPO（特定非営利活動法人）などによるボランテイア活動や支援活動も含まれます。共助とは制度化された相互扶助、社会保険、医療や年金、介護保険などを言います。そして公助とは自助・互助・共助でも解決することができない諸問題に対して最終的に対応する制度を言っているようです。例えば、生活困窮に対する生活保護制度や、虐待問題に対する虐待防止法等が公助に該当します。

さて現実の福祉の世界の現状を見ますと、『自助・互助・共助・公助』という 4 定義はされていますが、機能していないように思えます。おおむね一般住民は自助とは自力で助かることを意味しており、公助とは税金による支援で助けることを意味していると考えています。即ち福祉関係者の考えている 4 定義と一般住民が考えている 2 定義との間に隔たりがあるのです。この一般人の言う自助と公助の間を埋めるようなものが、実際の福祉の世界で存在感を発揮していないのです。これは防災の世界の定義付けの影響を受けていることと、福祉関係者の考えと一般住民の考えに差



異が生じたからではないでしょうか？　一般住民には自助か公助かの二者択一しかないのです。

そうなるとどのような弊害が生じるのでしょうか？　自助か公助しかないので、無理に自助に集中し過ぎる傾向か、それとは反対に自助努力の放棄からくる共助・公助依存傾向に二分されます。一時、「民間で出来ることは民間で」という考え方が謳歌した時代がありました。国家予算に占める福祉関係予算が増大し、それを回避するスローガンとして重要な役目を果たしましたが、十分ではありませんでした。その結果、老々介護、介護自殺、介護離職等の問題も発生しました。自助の限界には個人差があるのですが、それを考慮せずにどこまでも限界を追い求めることができることに問題があるのです。また反対に共助・公助依存の増大は財政上の問題のみならず、人間本来の尊厳や可能性までも喪失してしまっています。

自助は確かに重要でありますが、自助が自助らしく機能するためには、従来とは違う次元で共助・公助を充実しなければなりません。そして互助として地域社会やNPOが補完的な機能を発揮しなければならないと考えます。自助の強調だけでもいけないし、共助・公助に依存するだけでもいけないのです。互助が定義されているのならば、互助を最大限活用できるシステムや環境を創造していきましょう。ボランティア活動や支援活動が有効に機能することで、弊害を克服していけるはずです。

雑　　感

悩める60代

副会長　鴨野　守



2019年もあと一か月となった。家から見える山々も今では雪化粧をしている。

今年、我が家の一番のニュースといえば、年の初めに初孫が生まれて、私たち夫婦がジイジ、バアバになったことであろう。その一方で、88歳の父の認知症が進み9月4日、救急車を呼んで入院して以来、自宅に戻ってきていない。

赤ん坊と、年老いた父の共通点はないか。それはうまくコミュニケーションができないということだ。それでも日々、成長していく赤ん坊は無条件で可愛い。一方、体が不自由な父の世話をするということはあまり快適とは言えない。家族といえども、そこに葛藤がある。（こう書けば、「なによ、世話らしい世話もしていないくせに！」と妻から猛烈な苦情がくるのは火を見るよりも明らかだ）

自分を育ててくれ、大学まで出してくれた父の愛情と犠牲を思えば、もう少し優しく接すればよいのに、と思いながらもなかなかそうできない自分を発見するとき、「本当にお前は、父親を大事にしているのか？」と神様が、私の愛情を試験しているようにも感じたりする。



そのような葛藤があったとしてもしかし、ぽっくりと死ぬのではなくて、少しばかりの世話をすることで、親孝行の真似事ができるのかなあ、と思ったりもする。

ただ、正直なところ、妻も私も60歳代となり頭脳、体力ともに衰退著しいものがある（「頭脳の方はずいぶん前からそうだろう」と突っ込まないでくれ）。病院に父を見舞いに行けば、そこに足腰の弱った、また発音もおぼつかない老人を目にするとき、自分もその風景の中に仲間入りする日がそれほど遠くないとつい想像してもみる。

その一方で、70歳代前半の会社役員が、私の年齢を聞いて「まだまだ若いね」と驚かれる。でも20歳代、30歳代の人からは間違いなく私は「お年寄り」と見られているのであろう。

一日の中でも、「まだまだやれる。がんばるぞ！」と思う時もあれば、「もう年だから、仕方ないかな」と諦める気持ちに包まれる時も。これが 60 代というものだろうか。

読売新聞の一面コラムが、中央労働災害防止協会発行の月刊誌『安全と健康』12 月号に、「さ」の一字を「か」に替えることをすすめる寄稿文を紹介していた。

何をするにも遅すぎることはない、「今さら」と思うのをやめて、「今から」やればよい、と。このコラムに励まされ、「64 歳にもなって今さら…」と思うのは止めよう。64 歳になった今から新しい挑戦をしよう。

そう心に決めて数日前から散歩を始めた。半年後の私の体形がどうなっているのかーー。心には楽しみと不安が同居している。悩める 60 代だ。

雑　　感

新時代を迎えて



相談役　　小寺　一夫

時代が変わり平成から令和と移り、新天皇が即位されました。新時代が平成の様に戦争のない平和な時代でありますようにと祈っています。

来年は、東京オリンピックの年です。マラソン、競歩が暑さ対策を考慮して紆余曲折の末に札幌に決まりました。それならば、富山でのマラソンも良いかも知れません。立山連峰を眺め乍ら、新港大橋を走り富山でゴールする。ゴールした選手には、富岸運河環水公園でスターバックスのコーヒーを飲んで頂く。いいと思いませんか？　私としては以前の様に 10 月 10 日に開会してほしいと思いました。



大手コンビニが時短を発表しました。店主、従業員の事を考えると、それがいいと考えます。



又、食品ロスのことが問題になっていますが、食べることの出来る物を廃棄するのは、大変もったいない事です。廃棄するにも手間と費用がかかります。我々消費者もチラシを見て不必要なものを買うよりも高くても必要なものを買いましょう（私を含めて）。

雑　　感

雑　　草

副会長　　原田　淑子



草花には心が癒されるものが多いですが毒になるトリカブトという有毒植物があります。石器時代から狩猟、殺人に使われてきたそうです。花だけを見るととても綺麗な花なので思わず触ってしまうのですが、花だけでなく葉もそうだと思いませんでした。



りんどうが少女のような花と例えるなら、トリカブ

トの花は危険な女性という感じのする花です。思わず触りたくなります。そんなトリカブトも薬になるそうですが、不思議です。

草花は眺めるのが好きですが、育てるとなればなかなか私には困難に感じます。玄関にいつも飾っている方は素晴らしいです。

雑　　感

ふるさとはありがたいもの

総務部長　　野原　直人

ようやく春が来たと思ったら、もう今年も一年が終わろうとしています。何と一年が早いことかと改めて感じ、今後何年生きれるかわかりませんがこの繰り返しももう数回だなぁと考えると寂しい思いになる歳頃となりました。また、夕方暗くなったりする頃や、雨が降る日は意気消沈するのですが、朝方や快晴の日はあれをやり、これをやりたいと意欲がみなぎるのを感じるように季節や天候により敏感になってきたような気がします。



さて、今年は天皇が退位され新天皇が即位される「令和」時代が幕開けしました。そんな元年、ラクビーのワールドカップで日本がベスト８に進出したこと、相撲の朝乃山の快進撃等が良かった出来事でした。何といっても残念なことは、９月から10月に関東・東北を襲った台風により甚大な被害を受けたことではないでしょうか。いまだに、被害の全貌が明らかにできないほど多くの人命が失われたこと以外にも、浸水した住宅、河川の整備、農林業等が被害を受け復旧には時間と莫大な金額が必要と報道されています。

言葉ではなかなか適当な表現が見当たりませんが、心からお見舞い申し上げます。 一瞬にして、突然に家族を亡くされた方、周辺が一変した被害地の皆さんは茫然とするしかないと同情します。

さて、私たちが、心落ち着くところはどこでしょうか。それは、家族のいる「家」であり「ふるさと」ではないでしょうか。もう亡くなった東京に住んでいたおじさんが、春祭りの獅子舞の時期とお盆の墓参りと欠かさずに生まれた実家に帰ってきていたことを思い出します。年老いたら故郷が恋しくなるのだろうとわかるような気がしました。幼少期過ごしたふるさとの風景、友、獅子舞等がなつかしくて思いを馳せ帰ってきたのでしょう。ふるさとがある、帰る家があることがどれだけありがたいことかと思い、できるだけ大切にしていきたいという思いです。

東日本大震災地も、今年の台風被害地も住民やボランティアにより少しずつ復興していることが報道されていることに対して、以前のような光景には戻らないところもあるのは住人にとって残念な思いを持っていると推測しますが、過去の長い歴史のなかで、困難を乗り越えながら再興し、新しい郷土を作り上げてきたことを思うと未来の「ふるさと」の構築のために住民と社会が協力して頑張って欲しいと応援していきたいと思います。

とちのみ支援会の活動を紹介します(2019年6月～2019年11月)



６月定例会（小矢部市東部公民館）



６月手技療法勉強会（小矢部市東部公民館）



９月会員研修会(利賀村岩渕みどり市前)



９月会員研修会(利賀村岩渕)



11月令和元年度　渓明園祭(小矢部市論田)



11月令和元年度　渓明園祭(小矢部市論田)



11 月令和元年度　渓明園祭(小矢部市論田)



11 月定例会（小矢部市東部公民館）

▼知的障害者外出支援ボランティアのサポーター募集



ＮＰＯ法人とちのみ支援会では、知的障害者施設「渓明園めるへん」の利用者さん(知的障害者)の外出を支援するボランティアを実施しております。今年度は５月のスポーツイベントに参加するために実施いたしました。

今後も要請に応じてできるだけ実施していきたいと思っております。



つきまして、外出支援ボランティアのサポーターを募集しています。サポートする内容は、随行する職員の補助、移動時のマイクロバスへの誘導、利用者さん(知的障害者)のトイレの誘導、交流などです。利用者さん（知的障害者）は外出をとても楽しみにしています。多くのサポーターが必要ですのでご協力をよろしくお願いたします。

連絡先　小矢部市今石動町２丁目 13-13
TEL　0766-67-3899 あるいは廣田（090-1634-5529）まで

編集後記

令和元年もあとわずかとなり、1 年をふり返るころとなりました。今年も自然災害による甚大な被害がもたらされたこと等、良いニュースが少なかったような気がするのが残念です。ここでいまひとたび、「明日への希望と共に、日本人１人ひとりが大きな花を咲かせる」という願いを込めて、「令和」という文字が選ばれたことを思い出し来年に希望を託したい。

さて会報第 15 号ができました。今回も会員の皆様の積極的な投稿があり、充実した紙面になりました。本会の活動を今まで以上に対社会的にも積極的に広報していきます。（野原記）

令和 元年 12 月 10 日印刷
令和 元年 12 月 15 日発行
特定非営利活動法人　とちのみ支援会会報　とちのみ
編集　NPO 法人とちのみ支援会事務局
発行　NPO 法人とちのみ支援会
発行責任者　野原直人
所在地　(〒932-0051)
小矢部市今石動町 2 丁目 13－13
電話　0766－67-3899
FAX　0766－61-3525
nohara_fuk@yahoo.co.jp